

**第 56 号**

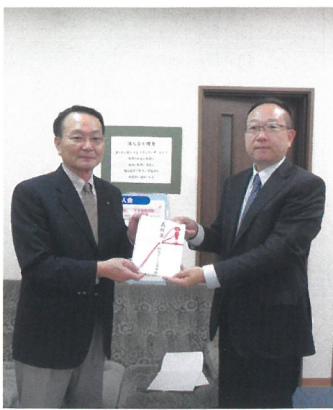
発行所
相馬市中村1丁目2-3
(公社) 相双法人会
発行人
只野 裕一
編集
広報委員会
発行日
平成 30 年 11 月 26 日

相双地区の復興のあゆみ

サッカーナショナルトレーニングセンター
福島復興のシンボルとして再開した。



南相馬市は 2030 年を目指し市内の電力をすべて
を再生可能エネルギーで賄うこと目標に掲げ、
その一つとして動き出した。



九月二十一日、長野県佐久法人会(御代田支部・支部長大井康史氏)より社会貢献事業チャリティ落語会による収益金二十二万四百三十七円を頂いた。この信州ずくだせ落語会の活動は、東日本大震災が起つた平成二十三年から始まつた。当時は日本全体が暗い雰囲気のままで、「どうにかして元気になつてもらいたい」「被災地の方の何かしらの形で支援をしたい」という目的のもと、佐久法人会御代田支部の社会貢献事業として開催された。



その結果、三十万円というお金を五十一万三千四百九円に増やし、義援金として寄付することが出来ました。その後、二年目、三年目と続き、今年で八年目を迎えていました。

当初はもしかしたら落語会を開催せずに、単純に毎年二十万円という金額を寄付する事が良い方法かも知れなかつた。しかし、単純に金銭のみを寄付するよりも、このような活動が一番大切と考えている。その理由は、南相馬市で被災し、避難生活を続けていた大井支部長の友人の発言が大きく影響した。

「応援を頂く側からではあります、この復興は長期にわたりますので、いま、無理をして義援金などの支援をいただいて、(むろん嬉しくありがたいのです)そのひづみが出てくることを心配しています。私は全国に仲間がいますが、被災地の人々の大半はそうではない人たちです。皆さまのご地元におきまして、いまはエネルギーを溜めていて下さり、無理のなきよう、長きにわたり支援をしていただければと思ひます。なお、地元で一番恐れているのは震災の事を忘れ去られることです。時間が経てば、震災の事は忘れられ支援は少なくなつていきます。そのため、もし、一万円を寄付する人がいれば、それを千円づつ十回に渡つて寄付して申し訳ありませんが、被災地の事を忘れ去られないように活動いただければ嬉しく思います」

信州木菟出せ落語会ではこの言葉を守り、チャリティ落語会を開催し、毎年支援を続けています。今まで義援金として寄付した総額は、【百八十七万四千六十四円】になりました。

長野県佐久法人会より チャリティー募金支援金 を頂きました

震災発生当初は全国各地で義援金を寄付する活動があり、法人会御代田支部としても地域貢献事業の予算三十万円を全額寄付することも検討したが、「1円でも増やして寄付できないものか?」と考え、震災当时暗くなつていた地域社会に落語の笑いを取り入れ、地元も元気になりながら被災地に支援を行う活動が始まつた。

その結果、三十万円というお金を五十一万三千四百九円に増やし、義援金として寄付することが出来ました。その後、二年目、三年目と続き、今年で八年目を迎えていました。

当初はもしかしたら落語会を開催せずに、単純に毎年二十万円という金額を寄付する事が良い方法かも知れなかつた。しかし、単純に金銭のみを寄付するよりも、このような活動が一番大切と考えている。その理由は、南相馬市で被災し、避難生活を続けていた大井支部長の友人の発言が大きく影響した。

「応援を頂く側からではあります、この復興は長期にわたりますので、いま、無理をして義援金などの支援をいただいて、(むろん嬉しくありがたいのです)そのひづみが出てくることを心配しています。私は全国に仲間がいますが、被災地の人々の大半はそうではない人たちです。皆さまのご地元におきまして、いまはエネルギーを溜めていて下さり、無理のなきよう、長きにわたり支援をしていただければと思ひます。なお、地元で一番恐れているのは震災の事を忘れ去られることです。時間が経てば、震災の事は忘れられ支援は少なくなつていきます。そのため、もし、一万円を寄付する人がいれば、それを千円づつ十回に渡つて寄付して申し訳ありませんが、被災地の事を忘れ去られないように活動いただければ嬉しく思います」

消費税期限内納付 推進運動実施中!



■ 消費税は消費者からの預り金的な性格を有する税です。
 ■ 基準期間の課税売上高が1,000万円を超える事業者は、消費税の確定申告が必要です^(※2)。
 ■ 期限を過ぎると延滞税がかかります。
 ■ 確定申告・納付のほか、直前の課税期間の確定消費税額^(※3)に応じて中間申告・納付が必要となります。

直前の課税期間の確定消費税額 ^(※3)	申告・納付回数
4,800万円超	年12回(確定申告1回、中間申告11回)
400万円超4,800万円以下	年4回(確定申告1回、中間申告3回)
48万円超400万円以下	年2回(確定申告1回、中間申告1回)
48万円以下	年1回(確定申告1回、中間申告不要) ^(※4)

※1 法人は課税期間終了日の翌日から2ヶ月以内、個人事業者は翌年の3月31日までに消費税の申告と納付を行ふ必要があります。
 ※2 基準期間の課税売上高が1,000万円以下であっても、特定期間の課税売上高が1,000万円を超える事業者は、消費税の確定申告が必要です。
 ※3 地方消費税を含まない年税率をいいます。
 ※4 直前の課税期間の確定消費税額が48万円以下の事業者が、「任意の中間申告書」を提出した場合には、自動的に中間申告・納付することができます。

 法人会

た活動だった。



八月十一日、社会貢献活動の一貫として小高支部が毎年行っている清掃活動が今

年度も、区役所並びに浮舟文化会館周辺

とその周辺地域で行われ、法人会役員・会員・事務局十八名が参加した。

当日はあいにくの空模様にもかわらず、各々の避難先より集まってくれた。当時は、相馬野馬追、野馬懸けに先駆けた活動

だつたため、全国から来場される方々に、きれいな小高を見ていただきたいという思いが表れた、非常に充実した活動だった。

また、今後の青年部会の会員拡大について、四

年後に行われる会員研修会県大会へ向けて、各



業・会計報告、平成三十年度新役員体制について、平成三十年度会費徴収について、平成三十年度事業計画・予算についてを議題として報告し、承認を頂いた。

その後議事に入り、平成二十九年度事業・会計報告、平成三十年度新役員体制について、平成三十年度会費徴収について、平成三十年度事業計画・予算についてを議題として報告し、承認を頂いた。

また、今後の青年部会の会員拡大について、四

年後に行われる会員研修会県大会へ向けて、各

括官より軽減税率制度について税務講習会を行つた。

続いて、総会席上にて年齢退会者記念品贈呈式を行い、長年青年部会で活躍された遠藤充洋さんへ戸川部会長より記念品を授与された。

その後議事に入り、平成二十九年度事業・会計報告、平成三十年度新役員体制について、平成三十年度会費徴収について、平成三十年度事業計画・予算についてを議題として報告し、承認を頂いた。

また、今後の青年部会の会員拡大について、四

年後に行われる会員研修会県大会へ向けて、各

人経理担当者が参加し、相馬税務署担当官より決算申告の重要なポイントなどを説明した。



八月一日、原町商工会議所にて六月八月決算申告法人説明会が開かれた。

当日は各法人経理担当者が参加し、相馬税務署の各部門から

の連絡事項等があり、今後も

e-Tax の推進、期限内納税等を幅広く周知することに努め

ていくよう呼びかけた。



社会貢献活動 小高支部

区役所並びに浮舟文化会館周辺の清掃活動

青年部会総会並びに税務講習会

会員からの紹介を今後も継続的に増やしていくことを周知した。

議事終了後、懇親会の席にて、会員親睦会を開催し、現在避難先にて事業を再開している方

も多く、久しぶりの再会で現在の状況や、昔話を楽しんでいた。ただくことが出来た。

青年部会の活気を一日でも早く取り戻せるよう尽力して行きたい。

署大滝署長、相双地方振興局菅野県税部長の祝辞があり、議案が審議された。

第一号議案の二十九年度事業報告並びに収支決算報告・第二号議案の三十年度事業計画(案)並びに収支予算(案)については全員異議なく承認された。

その他として、各団体の震災後の大変な中で、現在どのような活動状況にあるか報告があつた。

また、税に関する意見要望等と、相馬税務署の各部門から

の連絡事項等があり、今後も

e-Tax の推進、期限内納税等を幅広く周知することに努めいくよう呼びかけた。

相双地区税務関係団体協議会 平成三十年度総会

ホテルふたばや(相馬市)

九月二十七日、相双法人会に事務局を置き、相双地区の税務関係団体で組織する相双地区税務関係団体協議会の平成三十年度総会が開催された。

只野裕一会長の挨拶に続き、相馬税務

署大滝署長、相双地方振興局菅野県税部

長の祝辞があり、議案が審議された。

第一号議案の二十九年度事業報告並

びに収支決算報告・第二号議案の三十

年度事業計画(案)並びに収支予算(案)に

ついては全員異議なく承認された。

その他として、各団体の震災後の大変

な中で、現在どのような活動状況にあるか報告があつた。

また、税に関する意見要望等と、相馬税務

署の各部門から

の連絡事項等があり、今後も

e-Tax の推進、期限内納税等を幅広く周知することに努めいくよう呼びかけた。



年末調整説明会での説明事項は、国税庁ホームページで確認できます！

国税庁ホームページにおいて、年末調整に関する各種情報を掲載しています。

① Web-TAX-TV（インターネット番組「税に関する動画」）

年末調整説明会での説明事項をインターネット番組で放映しています。「年末調整のしかた」と「法定調書の作成と提出」については、年末調整説明会の内容とおおむね同じ内容となっており、国税庁ホームページで視聴することができます。

インターネットの利用環境がない方には、税務署において Web-TAX-TV と同じ内容の「年末調整のしかた」と「法定調書の作成と提出」のCD又はDVDの貸し出しを行っています。

貸し出しについては、最寄りの税務署にお問い合わせください。

《アクセス方法》

国税庁ホームページ又は下記のアドレスからご利用ください。

アドレス www.nta.go.jp/webtaxtv

② 年末調整がよくわかるページ

年末調整の時期には、年末調整に関する情報を集約したページを開設し、年末調整の際に使用する各種様式や手引を掲載しています。

各種様式が必要な時に、ダウンロードして印刷することができます。

《アクセス方法》

国税庁ホームページ又は下記のアドレスからご利用ください。

アドレス www.nta.go.jp/gensen/nencho

ご不明な点については、各税務署にお問い合わせください。

「年末調整のしかた」など、国税に関する一般的なご相談は、『電話相談センター』でお答えします。

税務署の代表電話へおかけいただくと、自動音声でご案内します。

- ・税金に関する一般的なご相談（年末調整のしかた、法令の解釈等）……………『1番』
- ・税務署からの照会に関する問い合わせや面接相談の事前予約……………『2番』
- ・消費税の軽減税率制度に関するご相談……………『3番』



詳しくは、国税庁ホームページへ
www.nta.go.jp

法人会会員のみなさまに

広げよう
企業保障の
大きな傘を

keep moving
forward

数多の人を繋いだ道。
これからも前進を。

これからも企業の繁栄をサポートしつづける
経営者大型総合保障制度です。

DAIKO 大同生命保険株式会社
郡山支社 相双営業所/福島県南相馬市原町区旭町4-91-17
(あいおいニッセイ同和損保原町ビル3F) TEL 0244-24-2646

AIG AIG損害保険株式会社
仙台営業支店/宮城県仙台市青葉区一番町1-8-3
(富士火災仙台ビル) TEL 022-726-7661

◎ご検討・ご契約にあたっては、設計書(契約概要)・注意喚起情報・ご契約のしおり・約款を必ずご覧ください。

サービス開始

法人会会員企業にお勤めの皆さまへ
ネット医療相談サービスのご案内

プロの医療チームがあなたをサポートします!

法人会会員企業にお勤めの役員・従業員であれば、
おひとり様月1件のご相談まで無料で利用いただけます。

※月1回とは、新しい相談1回を指します。同じご相談における追加質問については回数制限はありませんのでご納得いただけるまでご相談いただけます。月1件を超える新しい相談事項の追加については、通常料金432円(月額・税込)になりますので、翌月無料分のご利用がお勧めです。

Medical Note お問い合わせ 株式会社メディカルノート support@medicalnote-qa.jp

Aflac
本サービスは、アフラックの提携先
(株式会社メディカルノート)が
提供します。

国税電子申告・納税システム

e-Tax

納税にはダイレクト納付が便利です!

e-Taxを利用して電子申告等をした後に、届出をした預貯金口座から、簡単な操作で即時又は期日を指定して納付することができます。

※事前にダイレクト納付用届出書の提出が必要です。
※届出書の提出から利用可能となるまで、1か月程度かかります。

e-Taxを利用して所得税及び復興特別所得税の申告をするところのメリットが!

添付書類の提出省略 還付がスピーディー

「e-Tax」なら
国税に関する申告や
納税、申請・届出などの
手続がインターネット
で行えます。

電子申告で効率UP!

法人会は会社経営の効率化のために
e-Taxの普及を支援しています。

ご利用に際し条件、注意事項があります。
詳しくはホームページをご確認ください。

イータックス 検索